

特許庁編

工業所有権法
(産業財産権法)
逐条解説

〔第20版〕

凡 例

△収録した法律

三一国会で成立した特許法、特許法施行法、実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、商標法及び商標法施行法の八法、八四国会で成立した特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律並びに一一八国会で成立した工業所有権に関する手続等の特例に関する法律を一条ごとに区切り、必要に応じて「旧法との関係」「趣旨」「字句の解釈」「参考」の欄を設けた。

△旧法との関係

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の説明には「旧法との関係」の欄を設け、現行法の条文と比較対照すべき旧法、旧施行規則の条文数を示した。該当する条文がない場合には、「該当条文なし」とした。

△趣 旨

現行法の条文の内容を概略的に説明した。実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、商標法、商標法施行法の条文のうち、特許法、特許法施行法と同一趣旨であるものについては、説明を省略し、参照すべき特許法、特許法施行法の条文数を示した。

△字句の解釈

現行法の条文のうち、特に説明を必要とすると思われる字句がある場合には、その字句をへゝ内に示し、解説した。一つの条文に二以上の字句の解釈がある場合にはへゝの上部に1、2、3……と番号を付した。

△参 考

現行法の条文と関連する重要な事項であって参考となるものがある場合には、その内容をへゝ内に示し、解説した。一つの条文に二以上の参考がある場合には、へゝの上部に1、2、3……と番号を付した。

△準用条文の表示等

昭和五年の改訂版より、特許庁編「工業所有権法令集」(発明協会発行)に従い、特許法の規定が準用される場合は、その旨を表わす Ⓔ 、 Ⓕ 、 Ⓖ の符号をつけ、さらに、条文中に他の条文を準用しているときは、文字を小さくして、準用される条文の内容「」内に示した。

また、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律については、「沿革略記、目次」で改訂し、「各章、附則」で改頁にした。

△法令名略語

民 法

民事訴訟法

民

民訴

特 許 法

特許法施行法

特許法施行令

特許法施行規則

実用新案法

意 匠 法

商 標 法

工業所有権に関する手続等の特例

に関する法律

特許協力条約に基づく国際出願等

に関する法律

特許協力条約に基づく国際出願等

に関する法律施行令

特許協力条約に基づく国際出願等

に関する法律施行規則

特定農林水産物等の名称の保護に

関する法律

千九百七十年六月十九日にワシ

トンで作成された特許協力条約

特（ただし、特許法においては単に条文数のみを書く）

特 施

特施令（ただし、特許法においては単に施令とのみ書く）

特施規（ただし、特許法においては単に施規とのみ書く）

実（この他の点は特許法関係法令に準ずる）

意（ ） ” （ ）

商（ ） ” （ ）

特例法（ ） ” （ ）

国際出願（ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に条文数のみを書く）

国際出願令（ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に令とのみ書く）

国際出願施規（ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に施規とのみ書く）

G I 法

P C T

特許協力条約に基づく規則

PCT規則

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

TRIPS協定

マドリッド協定議定書

マドリッド協定議定書

議定書

国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

ジュネーブ改正協定

ユネーブ改正協定

特許法条約

PLT

特許法条約に基づく規則

PLT規則

商標法に関するシンガポール条約

STLT

商標法に関するシンガポール条約

STLT規則

に基づく規則

目次

改訂にあたって	
序	
凡例	
序説	
特許法	一
実用新案法	八五七
意匠法	一四三
商標法	一三六九
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	一九〇九
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律	二〇三九
付録(手数料金表)	二一〇七
索引	卷末